

<入札公告 注意事項>

電子入札システム（以下「システム」という。）が機器更新のため、平成 28 年 12 月 28 日（水）午後 6 時から平成 29 年 1 月 19 日（木）午前 9 時まで、稼働停止となり利用できなくなります。

このため、入札参加希望者からの提出資料及び発注者からの回答等を確認する期間を確保するため、以下の期間をシステム使用中止期間とします。なお、システムにより手続きを行う入札参加希望者においては、システム使用中止期間に該当する手続きについて下記の取扱いとします。

システム使用中止期間 : 平成 28 年 12 月 27 日（火）午後 6 時
 から平成 29 年 1 月 19 日（木）午前 9 時

1) 1 (6)について

発注者の承諾を得て紙入札方式に代えたもの以外で、以下の対応を行う場合は、紙による提出に関して発注者の承諾を必要としない。

2) 4 (2)について

入札説明書及び設計図書等の交付期間のうち、平成 28 年 12 月 28 日（水）午後 6 時から平成 29 年 1 月 19 日（木）午前 9 時までの間は書面による交付を希望する場合と同様の扱いとする。

3) 4 (3)について

競争参加資格確認申請書等の提出期間のうち、システム使用中止期間中は発注者の承諾を得て紙入札方式による場合と同様の扱いとする。

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。なお、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

また、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成29年度本予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものである。

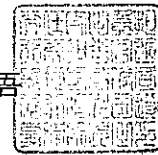
今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、970者程度が見込まれる。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という)」に基づき実施される業務である。

平成28年12月22日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 中村 圭吾



1. 業務概要

(1) 業務名 福井国道維持出張所工事監督支援業務

(電子入札対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、福井河川国道事務所の福井国道維持出張所における道路に関する工事实施の監督補助を行うものであり、監督職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

・工事監督支援業務 1式(26件)

(3) 業務の内容

本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- 2) 請負工事の施工状況の照合等
- 3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- 4) 工事検査等への臨場
- 5) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時の情報の収集等

6) 予定工事件数は26件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から、競争参加資格確認申請書等を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

- 1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、留意点（評価テーマ）を踏まえた技術提案を行うこととする。

留意点：対象となる工事の特性あるいは対象となる地域の特性に応じた業務遂行上の対応策、留意点について

(5) 履行期間

平成29年4月3日から平成31年3月29日

- (6) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えるものとする。

2. 競争参加資格

競争参加資格確認申請者は、下記2-1.に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記2-2.に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、入札説明書の様式-11に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

- (a) 法第15条において準用する法第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

- (b) 暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容）について近畿地方整備局が別に定める手続（入札説明書の別添資料を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存がないこと。また、近畿地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、近畿地方整備局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）第6条第1項第11号に該当するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成29年4月1日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (7) 入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４．（２）２）に持参することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

２－２．設計共同体

上記２－１．（１）から（８）（ただし、上記２－１（７）については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成２８年１２月２２日付け近畿地方整備局長）に示すところにより、近畿地方整備局長から福井国道維持出張所工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札の時までに受けているものであること。

２－３．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第４条の３第２項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等を言う。以下、同じ。）である場合は除く。

１）親会社と子会社の関係にある場合

２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

１）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

（１）中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- ・「資本面・人事面で関係がある」とは、次の１）又は２）に該当するものをいう。
 - １）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。
 - ２）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（２）誓約書の提出

上記（１）における中立公平性が確認できる誓約書を入札説明書の様式－１１、１１別紙にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様とする。

（３）業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（４）業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成１４年度以降に完了した以下に示す業務（平成２８年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、１件以上の実績を有すること。設計共同体にあっては、構成員のうちのいずれかの企業が、平成１４年度以降に完了した以下に示す業務（平成２８年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、１件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業

務。

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（1）、公共工事品質確保技術者（2）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

※1「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは「中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）1種」のことをいう。

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成28年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、1件以上の実績を有すること（照査技術者として従事した業務は実績として認めない）。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成14年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

1) 同種業務

国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務

2) 類似業務

国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。なお、受注者（競争参

加資格確認申請書の提出者)と直接的雇用関係にあることを証明する資料(入札説明書の様式一12)を添付すること。

(4) 手持ち業務量

・配置予定管理技術者は、平成29年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成29年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。)が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。)として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

ただし、本業務の予定価格が1,000万円を超える業務においては、平成29年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数で10件(平成29年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの。

ただし、現場責任者については、2-5.(1)の資格を有するもの。

- ・技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(2)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(※1)
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に

限る)

- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

- ・河川又は道路関係の技術的行政経験(※2)を10年以上有する者

※1「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは「中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者(土木)1種又は2種」のことをいう。

※2「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。

2-7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1)入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。
- 2)落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3)上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点)×(1－入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記A、B、Cの評価項目毎及び本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、Dの評価項目を加え評

価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

A 配置予定技術者の経験及び能力

B 実施方針

C 技術提案

D 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (Aに係る評価点) + (技術提案評価点) × (Dの評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (Bに係る評価点) + (Cに係る評価点)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2丁目14-7

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話 0776-35-2664

(2) 入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書及び見積りに必要な図書等は、電子入札システムにより交付する(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること)。

交付期間は、平成28年12月22日(木)から平成29年1月25日(水)までのうち行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、9時00分から18時00分まで(最終日は正午まで)とする。ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体(CD-R等)を下記申込先に持参することにより、電子データにて交付するので、下記申込先にあらかじめ申し出ること。

1) 交付期間：平成28年12月22日(木)から平成29年1月25日(水)までのうち、休日を除く毎日の9時00分から16時00分まで(最終日は正午まで)とする。

2) 申込先及び交付場所：福井県福井市花堂南2丁目14-7

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話 0776-35-2664

3) 交付申込期限：平成29年1月25日(水) 正午まで

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成28年12月22日(木)から平成29年1月25日(水)正午までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成29年1月25日(水)正午までに上記(1)に必着とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

1) 実施方法：電話による

- 2) 実施期間：平成29年1月26日（木）から平成29年2月6日（月）
- 3) ヒアリング時間：別途連絡
- 4) ヒアリング対象者：配置予定管理技術者
- 5) ヒアリングにおける質疑応答内容
 - ・配置予定管理技術者の経歴について
 - ・配置予定管理技術者の業務実績について
 - ・実施方針について
 - ・技術提案について
- (5) 競争参加資格確認結果の通知日
競争参加資格確認結果通知は平成29年2月7日（火）を予定する。
- (6) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること（郵送又はFAXによる提出は認めない）。
 - 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成29年2月22日（水）正午まで
 - 2) 紙により持参の場合は、平成29年2月22日（水）正午まで
 - 3) 開札は、平成29年2月23日（木）13時30分 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除
 - 2) 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1) に同じ。
- (7) 当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない。

- ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）としての参加をいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

- 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (8) 本業務は、平成29年4月3日から履行を開始するものとする。
- 本業務は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成29年4月3日とする。
- なお、本業務は、平成29年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした入札であり、当該業務にかかる平成29年度支出負担行為計画示達日が4月4日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。
- また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (9) 予算成立の事情により、本業務の入札日を変更する場合や、取りやめる場合がある。
- (10) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
- (11) 国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について
- 本業務は、法第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。
- そのため、入札に参加しようとする者は、「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」（入札説明書の別添資料）を踏まえ、当地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。
- なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、入札心得第6条第1項第11号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。
- また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。
- (12) 詳細は入札説明書による。

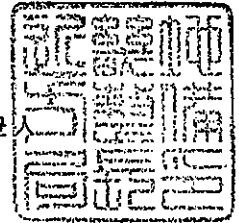
以 上

競争参加者の資格に関する公示

福井国道維持出張所工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年12月22日

近畿地方整備局長 池田 豊



1 業務内容

(1) 業務名 福井国道維持出張所工事監督支援業務

(2) 業務内容

本業務は、福井河川国道事務所の福井国道維持出張所における道路に関する工事実施の監督補助を行うものであり、監督職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

・工事監督支援業務 1式（26件）

(3) 履行期間 平成29年4月3日から平成31年3月29日

2 申請の時期

平成28年12月22日から平成29年1月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。

なお、平成29年1月26日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

受付時間は（受付期間中の各日とも）9時15分から16時30分までとする。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成28年12月22日から近畿地方整備局福井河川国道事務所経理課において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

なお、平成28年12月22日から平成29年1月25日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。ただし、下記日時において、電子入札システムの使用を中止するため、交付できない。

システム使用中止期間：平成28年12月27日（火）午後6時～

平成29年1月19日（木）午前9時

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に福井国道維持出張所工事監督支援業務設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〒540-8586

大阪府大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 総務部契約課 調査係 電話 06-6942-1141

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月3日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月3日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

- なお、平成29年4月1日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
 - 4) 平成28年10月3日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
- (2) 業務形態
 - 1) 構成員の分担業務が、業務の内容により、福井国道維持出張所工事監督支援業務設計共同体協定書において明らかであること。
 - 2) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、福井国道維持出張所工事監督支援業務設計共同体協定書において明らかであること。
 - (3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、福井国道維持出張所工事監督支援業務設計共同体協定書において明らかであること。
 - (4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。
- 5 一般競争（指名競争）参加資格の定期受付を申請していない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)2)の定期受付の申請をしていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)2)の定期受付の申請をしていない構成員が4(1)2)の定期受付の申請をしていることが必要である。また、この場合において、4(1)2)の定期受付の申請をしていない構成員が、平成29年1月31日までに4(1)2)の定期受付の申請をしていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
 - 6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。
 - 7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
 - 8 その他

設計共同体の名称は、「福井国道維持出張所工事監督支援業務△△・××設計共同体」とする。

